## 京都市告示第 4 5 2号

生活保護法第55条において準用する同法第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(以下「中国残留邦人等支援法」という。)第14条第4項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号。以下「改正法」という。)附則第4条第2項において準用する場合を含む。)においてその例による場合を含む。)の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号(改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。)に規定する医療支援給付のための施術を担当させる者を、次のとおり指定しました。

平成26年1月14日

京都市長 門川大作

## 施術者指定

施術者の氏名	施術所の名称	所 在 地	指定年月日
上嶋 淳史	安土・上嶋整骨院	北区紫竹西北町43-1	平成25年11月
			1日
田畑 博	社団法人信和会川端鍼灸	左京区冷泉通川端東入中川	平成25年12月
	治療院	町188	1日
関本 貴志	桜之町整骨院	中京区新京極通り六角下る	平成25年11月
		桜之町430-8	26 日
榊 良隆	よし接骨院	山科区勧修寺西金ヶ崎 2 5	平成25年12月
		4 エステ - トビル1F	3日
星野 八重	鍼・灸・マッサージ院星の	南区東九条室町8番地	平成25年11月
	や		29 日
橋之口謙吾	有限会社アグレスグルー	西京区桂木ノ下町16-2	平成25年12月
	プ在宅マッサージ楽楽	8 - 2 0 1	11 日
小野 真司	らる整骨院	伏見区向島鷹場町104-	平成25年12月
		1	1日
坂田 桃一	きたがわ接骨院	伏見区深草直違橋3-40	平成25年12月
		3	2日

施術者の氏名	施術所の名称	所 在 地	指定年月日
白倉忠	白倉治療院	伏見区石田西ノ坪1番地	平成25年11月
		醍醐石田団地1棟325	1日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)